

令和7年度

行田市 一般会計 予算書
特別会計

目

次

○ 令和7年度行田市一般会計予算	1
○ 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算	14
○ 令和7年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算	18
○ 令和7年度行田市介護保険事業費特別会計予算	21
○ 令和7年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算	24

議案第7号

令和7年度行田市一般会計予算

令和7年度行田市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,840,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(報酬に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		10,558,562
	1 市民税	4,695,045
	2 固定資産税	4,387,245
	3 軽自動車税	287,061
	4 市たばこ税	573,978
	5 都市計画税	611,751
	6 入湯税	3,482
2 地方譲与税		268,000
	1 地方揮発油譲与税	57,000
	2 自動車重量譲与税	200,000
	3 森林環境譲与税	11,000
3 利子割交付金		5,000
	1 利子割交付金	5,000
4 配当割交付金		54,000
	1 配当割交付金	54,000
5 株式等譲渡所得割交付金		28,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	28,000
6 法人事業税交付金		105,000
	1 法人事業税交付金	105,000
7 地方消費税交付金		1,900,000
	1 地方消費税交付金	1,900,000
8 環境性能割交付金		40,000
	1 環境性能割交付金	40,000
9 地方特例交付金		63,606
	1 地方特例交付金	60,942

(単位：千円)

款	項	金額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,664
10 地方交付税		5,060,000
	1 地方交付税	5,060,000
11 交通安全対策特別交付金		8,000
	1 交通安全対策特別交付金	8,000
12 分担金及び負担金		4,666
	1 負担金	4,666
13 使用料及び手数料		316,922
	1 使用料	269,992
	2 手数料	46,930
14 国庫支出金		5,398,748
	1 国庫負担金	4,722,585
	2 国庫補助金	658,066
	3 委託金	18,097
15 県支出金		2,260,917
	1 県負担金	1,489,601
	2 県補助金	541,283
	3 委託金	230,033
16 財産収入		76,106
	1 財産運用収入	74,905
	2 財産売払収入	1,201
17 寄附金		185,500
	1 寄附金	185,500
18 繰入金		911,233
	1 特別会計繰入金	29,719
	2 基金繰入金	881,514

(単位：千円)

款	項	金額		
19 繰越金		700,000		
	1 繰越金	700,000		
20 諸収入		679,040		
	1 延滞金加算金及び過料	10,000		
	2 市預金利子	3,500		
	3 貸付金元利収入	6,645		
	4 雑入	658,895		
21 市債		2,216,700		
	1 市債	2,216,700		
歳	入	合	計	30,840,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		253,739
	1 議会費	253,739
2 総務費		3,537,742
	1 総務管理費	2,689,248
	2 徴税費	438,282
	3 戸籍住民基本台帳費	237,391
	4 選挙費	78,924
	5 統計調査費	62,484
	6 監査委員費	31,413
3 民生費		13,640,277
	1 社会福祉費	6,520,206
	2 児童福祉費	5,258,700
	3 生活保護費	1,860,019
	4 災害救助費	1,352
4 衛生費		1,913,938
	1 保健衛生費	736,682
	2 清掃費	1,135,457
	3 上水道費	41,799
5 労働費		31,731
	1 労働諸費	31,731
6 農業費		363,690
	1 農業費	363,690
7 商工費		343,240
	1 商工費	343,240
8 土木費		3,224,924
	1 土木管理費	194,354

(単位：千円)

款	項	金額		
	2 道路橋りょう費	1,101,273		
	3 河川費	287,927		
	4 都市計画費	1,531,746		
	5 住宅費	109,624		
9 消防費		1,301,965		
	1 消防費	1,301,965		
10 教育費		3,778,866		
	1 教育総務費	561,126		
	2 小学校費	358,342		
	3 中学校費	268,145		
	4 社会教育費	1,097,199		
	5 保健体育費	1,494,054		
11 公債費		2,419,726		
	1 公債費	2,419,726		
12 諸支出金		162		
	1 土地開発基金繰出金	73		
	2 土地開発公社振興費	89		
13 予備費		30,000		
	1 予備費	30,000		
歳	出	合	計	30,840,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	3 河川費	排水ポンプ制御盤等更新事業	20,000	令和7年度	12,000
				令和8年度	8,000
8 土木費	4 都市計画費	富士見工業団地拡張整備事業	133,780	令和7年度	66,890
				令和8年度	66,890
10 教育費	5 保健体育費	学校給食センター照明LED化改修事業	48,000	令和7年度	19,200
				令和8年度	28,800

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム改修業務委託	令和8年度まで	1,111

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法
都 市 社 会 施 設 整 備 事 業	千円 3,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行
旧二和田農村センター解体事業	7,500	同 上
支 所 設 備 改 修 事 業	900	同 上
男女共同参画推進センター設備改修事業	22,500	同 上
総合福社会館設備改修事業	22,500	同 上
保 育 園 設 備 改 修 事 業	13,500	同 上
保 育 園 園 舎 改 修 事 業	21,600	同 上
保 育 園 整 備 事 業	49,300	同 上
こども家庭センター設備改修事業	1,300	同 上
斎 場 施 設 整 備 事 業	68,400	同 上
かんがい排水路整備事業	38,100	同 上
農 道 整 備 事 業	13,700	同 上
水 田 貯 留 設 備 整 備 事 業	12,500	同 上
商工センター設備改修事業	100,000	同 上
道 路 整 備 事 業	317,900	同 上
幹 線 道 路 整 備 事 業	133,800	同 上

利 率	償 還 の 方 法
<p>3. 5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</p>
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法
橋 り ょ う 長 寿 命 化 事 業	千円 39,300	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行
橋 り ょ う 整 備 事 業	62,200	同 上
秩 父 鉄 道 行 田 市 駅 周 辺 整 備 事 業	44,100	同 上
出 水 対 策 事 業	63,300	同 上
排 水 路 整 備 事 業	78,700	同 上
都 市 公 園 整 備 事 業	52,300	同 上
都 市 公 園 整 備 事 業 (企 業 誘 致 課)	9,300	同 上
市 営 住 宅 改 修 事 業	30,300	同 上
市 営 住 宅 解 体 事 業	5,700	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業	77,400	同 上
防 災 施 設 整 備 事 業	39,900	同 上
防 災 施 設 解 体 事 業	3,600	同 上
教 育 支 援 セ ン タ ー 設 備 改 修 事 業	5,000	同 上
小 学 校 校 舎 改 修 事 業	21,000	同 上
小 学 校 設 備 改 修 事 業	23,700	同 上
中 学 校 設 備 改 修 事 業	15,500	同 上

利 率	償 還 の 方 法
<p>3. 5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</p>
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法
はにわの館設備改修事業	千円 3,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行
教育文化センター設備改修事業	135,100	同 上
郷土博物館設備改修事業	69,300	同 上
地域公民館設備改修事業	4,500	同 上
庭球場設備改修事業	56,200	同 上
総合体育館設備改修事業	517,400	同 上
学校給食センター設備改修事業	32,500	同 上

利 率	償 還 の 方 法
<p>3. 5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</p>
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上

議案第8号

令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算

令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,810,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第2款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第3款国民健康保険事業費納付金の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,547,181
	1 国民健康保険税	1,547,181
2 負担金		1
	1 負担金	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		5,583,091
	1 県補助金	5,583,091
5 財産収入		13
	1 財産運用収入	13
6 繰入金		655,807
	1 繰入金	655,807
7 繰越金		4,977
	1 繰越金	4,977
8 諸収入		19,315
	1 延滞金加算金及び過料	10,000
	2 市預金利子	1
	3 雑入	9,314
歳入	合計	7,810,386

款	項	金 額
1 総務費		129,203
	1 総務管理費	111,177
	2 徴税費	17,466
	3 運営協議会費	560
2 保険給付費		5,503,337
	1 療養諸費	4,746,414
	2 高額療養費	729,694
	3 葬祭諸費	7,000
	4 移送費	70
	5 出産育児諸費	20,009
	6 傷病諸費	150
3 国民健康保険事業費納付金		2,035,298
	1 医療給付費分	1,382,073
	2 後期高齢者支援金等分	495,811
	3 介護納付金分	157,414
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		123,181
	1 特定健康診査等事業費	86,306
	2 保健事業費	36,875
6 国民健康保険基金費		13
	1 国民健康保険基金費	13
7 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
8 諸支出金		15,353
	1 償還金及び還付加算金	15,353

(単位：千円)

款	項	金額
9 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳	出	合
		計
		7,810,386

議案第9号

令和7年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算

令和7年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,374千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 共済会費収入		18,000
	1 共済会費収入	18,000
2 分担金及び負担金		500
	1 負担金	500
3 財産収入		251
	1 財産運用収入	251
4 繰越金		9,618
	1 繰越金	9,618
5 諸収入		5
	1 市預金利子	1
	2 雑入	4
歳入	合計	28,374

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		4,763
	1 総務管理費	4,763
2 事業費		23,060
	1 事業費	23,060
3 交通災害共済基金費		251
	1 交通災害共済基金費	251
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	28,374

議案第10号

令和7年度行田市介護保険事業費特別会計予算

令和7年度行田市介護保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,235,514千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における当該款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		1,714,278
	1 介護保険料	1,714,278
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1,441,796
	1 国庫負担金	1,217,599
	2 国庫補助金	224,197
4 支払基金交付金		1,888,113
	1 支払基金交付金	1,888,113
5 県支出金		1,023,131
	1 県負担金	988,197
	2 県補助金	34,934
6 財産収入		2,647
	1 財産運用収入	2,647
7 繰入金		1,064,128
	1 一般会計繰入金	1,064,127
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		101,374
	1 繰越金	101,374
9 諸収入		46
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	42
歳入	合計	7,235,514

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		161,207
	1 総務管理費	85,665
	2 徴収費	8,553
	3 介護認定審査会費	65,725
	4 趣旨普及費	1,264
2 保険給付費		6,787,088
	1 介護サービス等諸費	6,204,240
	2 介護予防サービス等諸費	188,470
	3 その他諸費	3,886
	4 高額介護サービス等費	155,106
	5 高額医療合算介護サービス等費	23,417
	6 特定入所者介護サービス等費	211,969
3 基金積立金		2,647
	1 基金積立金	2,647
4 地域支援事業費		247,546
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	203,065
	2 包括的支援事業・任意事業費	44,481
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		35,025
	1 償還金及び還付加算金	5,306
	2 繰出金	29,719
7 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	7,235,514

議案第 11 号

令和 7 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算

令和 7 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,378,014 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

第1表

歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,073,662
	1 後期高齢者医療保険料	1,073,662
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		287,069
	1 一般会計繰入金	287,069
4 繰越金		14,359
	1 繰越金	14,359
5 諸収入		2,923
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,920
	3 市預金利子	1
	4 雑入	1
歳入合計		1,378,014

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		13,363
	1 総務管理費	9,495
	2 徴収費	3,868
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,360,731
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,360,731
3 諸支出金		2,920
	1 償還金及び還付加算金	2,920
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,378,014